

紀美野町第4回定例会会議録

平成24年12月11日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成24年12月11日（火）午前9時00分開議

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 一般質問について |
| 第 2 | 議案第55号 平成23年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 3 | 議案第56号 平成23年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 第 4 | 議案第57号 平成23年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳
出決算の認定について |
| 第 5 | 議案第58号 平成23年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 第 6 | 議案第59号 平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 第 7 | 議案第60号 平成23年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 第 8 | 議案第61号 平成23年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について |
| 第 9 | 議案第62号 平成23年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳
入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議案第63号 平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について |
| 第11 | 議案第64号 平成23年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について |
-

○会議に付した事件

日程第1から第11まで

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良浴 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	小 椋 孝 一 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
1 0 番	松 尾 紘 紀 君
1 2 番	美 野 勝 男 君
1 3 番	美 濃 良 和 君
1 4 番	加 納 国 孝 君

○欠席議員

1 1 番	杉 野 米 三 君
-------	-----------

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企画管財課長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
保健福祉課長	山 本 倉 造 君
産 業 課 長	岩 田 貞 二 君

建設課長	山本 広幸	君
総務学事課長兼		
教育次長	中尾 隆司	君
生涯学習課長	尾花 延弥	君
会計管理者	西切 博充	君
水道課長	温井 秀行	君
地籍調査課長	前野 忠弘	君
美里支所長	西 敏明	君
国体推進課長	南 秀秋	君
代表監査委員	向江 信夫	君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局長	大東 淳悟	君
書記	中谷 典代	君

開 議

○議長（加納国孝君） 杉野議員から欠席届が出ていますので、報告します。

既定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（加納国孝君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は4件です。

順番に発言を許します。

2番、町田富枝子君。

（2番 町田富枝子君 登壇）

○2番（町田富枝子君） 私のほうから、3点にわたって質問をさせていただきます。

まず、第1点目が、子宮頸がん対策におけるHPV検査の導入についてでございます。

これは、6月の定例会で子宮頸がん対策として、従来の細胞診に加え、子宮頸がんの発症原因となるヒトパピローマウイルスの有無を調べるDNA検査、いわゆるHPV検査の導入を求めた際、当局から、有効性が確認された国の指針にのっとり、子宮頸がん検診を実施していきたいと思っておりますとの答弁をいただきました。

厚労省はことし9月、子宮頸がん検診について、HPV検査を発症率が高まっている30代を対象に実施する方針を固め、来年度の概算要求にHPV検査への補助を柱とする新規事業費116億円を盛り込んだと新聞で読みました。

HPV検査を併用すれば、将来がんになる疑いのある細胞をほぼ確実に発見できるため、早期発見で死亡率の低下につなげることができると言われております。

また、細胞診とHPV検査併用の効果については、現在、細胞診は多くの自治体で毎年、もしくは隔年で実施していますが、併用検査を受けて両方の検査とも陰性で異常がなければ、3年間は検診を受けなくてもいいと言われております。

さらに、予防ワクチン接種が定着すれば、もっと間隔は開き、これによって検診の回数を大きく減らすことができ、健診のための予算を削減することもできます。

以上の理由から、当町においても併用検診は大変有効であると思いますが、町の考えをお伺いします。

それから、2点目です。

リース方式による公共施設へのLED照明の導入についてでございます。

昨年の東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、エネルギー政策の大きな転換が課題となっています。我が国において、逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として公共施設へのLED照明の導入は積極的に検討すべき課題であると思います。

また、LED照明の導入は、電気料金値上げによる財政負担の軽減にもつながります。

しかし、LED照明への切りかえとなると、照明器具が高価なため、予算確保が難しいと思われます。そこで一つの手法として、民間資金を活用したリース方式によって公共施設へのLED照明導入を進める動きがあります。リース方式を活用することによって、新たな予算措置をすることがなく、電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことを可能とするものです。

例えば、神奈川県箱根町では、節電と低炭素社会づくりを推し進めるため、町役場、本・分庁舎と町立郷土資料館内にある大半の照明をLEDに交換しています。導入には7年間のリース方式を採用し、約2,000万円の費用は、電気料金などのコストダウンの総額とほぼ同じになるということです。

また、リース期間終了後は、町に無償で譲渡されるため、引き続き使用が可能。さらに、今回の取りかえにより、以前と比べて年間約62%の消費電力量と二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれているそうです。

我が町でも二酸化炭素削減と節電のためのLED照明の導入は有効と考えますが、町としての考えをお伺いします。

それから、3点目は、コミュニティバスの運行についてであります。

これは、9月の定例会で向井中議員が質問した路線の変更について、再度お伺いいたします。

先日、町民の方より相談を受けました。以前、毛原トンネルができるまでは、民家のあるところをバスは走行してくれたので、家の前から乗せてもらえて大変助かっていた。しかし、トンネルができてトンネル内を走行することから、最寄りのバス停まで行かなくてはならなくなった。今まではどうにかバス停まで行っていたが、年とともにそれが困難になってきたということでした。トンネルができるまでは民家のあるところを走っ

ていたバスが、なぜ今、その道を通ることができないのでしょうか、お伺いいたします。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

(2番 町田富枝子君 降壇)

○議長(加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 町田議員の一つ目の御質問にお答えします。

子宮頸がん対策におけるHPV検査の導入についてでございます。

議員御指摘のとおり、厚生労働省が現行のがんの無料クーポン券事業を活用して、30歳代を対象としたHPV検査の導入と、乳がん検診のクーポン対象者の拡大を「女性のためのがん検診推進事業」として、平成25年度予算概算の特別重点枠で116億円要求していると聞いています。

また、HPV検査につきましては、先日11月13日に開催された第3回「厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会」において、平成25年度からの国のがん検診指針に「子宮頸がん検診にHPV検査を導入すること」は、時期尚早として見送りとなっています。委員からは、早期発見による効果や感度・特異度等の精度、及び対象年齢や検診間隔等を検討課題として研究することを厚生労働省へ要請しています。

しかしながら、厚生労働省は、予算要求が認められれば、がん検診検討会の結論にかかわらず実施する方針と聞いておりますので、国の予算が通過し、事業の詳細が示されましたら、国の方針によりながら関係機関と調整していきたいと考えています。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長(加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは、町田議員の第2問目のリース方式による公共施設へのLED照明の導入について答弁させていただきます。

一般照明用LEDは、蛍光灯に続く、人類が手に入れた第四世代の明かりとして1996年に実用化が始まっております。

LED照明につきましては、数年前から本格的に商品化が始まり、従来の蛍光灯や電球に比べ消費電力が少なく、蛍光灯タイプにあつては約2分の1、電球タイプにあつては約7分の1の消費電力で、同じ明るさが得られることができ、また、寿命についても

使用時間 4 万時間と長く、従来の蛍光灯の約 4 倍、白熱電球の約 30 倍というすぐれた可能を有しています。

このことから、従来の照明を LED 化することで、消費電力量や二酸化炭素の排出量の削減が大幅に可能になることから、現在、課題となっている節電対策とともに、地球環境への負荷軽減に寄与するものと期待されているところであります。

町としても、町有施設の LED 化については、これらの効果が見込まれることや経費削減ということ点も、できるだけ早く着手してまいりたいと考えていますが、その前に幾つかの課題を考慮する必要があります。

まず、町有全施設の蛍光灯の数は約 1 万本程度あり、これを現代市場に出ている中クラスの LED 蛍光灯タイプに入れかえるということで経費を試算いたしますと、製品費、工事費を合わせまして約 8,000 万円という大きな経費が必要となってきます。

また、LED 照明機器につきましては、まだ技術が確立されて間もないことから、安全性や性能性に関する製品規格が業界において統一した形ではまだ確立されていない状況であると聞いてございます。

また、LED については、今も急速な技術革新が進んでおり、製品の飛躍的な性能の向上や価格の低下が期待されています。

このように、LED 化に際しては、費用負担のあり方、技術革新の状況による性能や価格の変動、節電効果といったいろいろな要素を十分に検討、また判断していく必要があります。

また、「リース方式」につきましては、初期費用が抑えられる大量一括導入の方法の一つであると考えています。

これらを総合的に検討した上で、LED 化について考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長 (井上 章君) 町田議員の 3 点目、コミュニティバスの運行についての質問にお答えします。

当町のコミュニティバスにつきましては、町内住民の交通の利便を図るため、6 路線

を車両5台により、大十バス株式会社に委託して運行しています。山間部が多い等地理的条件が悪い中、幹線道路から分かれる道路が何本もあり、住民の要望に十分応えられないところもあります。

また、福祉有償運送や福祉タクシー、介護タクシー等の移動手段の拡充も対象に限られるなど、不十分な状況です。

今後、ますます高齢化が進み、今まで行けたバス停に行けない等、条件の悪化が予想されます。できるだけ町民の声に応えるべく改善してまいりたいと考えていますが、交通の安全面等も考慮しなければなりません。

さて、毛原トンネルの旧道を通る路線の変更につきましては、さきの議会で議員から御質問をいただく中で検討しておりましたが、冬季における狭小区間での路面凍結等安全面も勘案すると、大変難しいと考えております。

御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長（加納国孝君） 2番、町田富枝子君。

○2番（町田富枝子君） 第1点目です。

前回も言わせていただきましたが、栃木県の小山市、下野市、野木町は、自治医科大学と連携し、子宮頸がん検診に従来の細胞診に加え、発症原因であるヒトパピローマウイルスへの感染を調べるHPV検査を加えたモデル事業を今年度から実施し、集団健診として全国初となる取り組みをしています。

同検診を推進する自治医科大学の鈴木光明教授は、HPV検査と細胞診を併用すれば、前がん病変の段階で99%の確率で子宮頸がんを発見することができると言っています。また、併用検診を先進的に取り入れている島根県では、細胞診のみの場合、前がん病変の発見率が70%だったのに対し、DNA検査を併用した場合の発見率は99%にも上っています。

同教授は、海外のデータでは両方の検査で陰性だった人は、3年たっても0.21%の人しか前がん病変が発見されていない。島根県でも同じような結果が出ていると語っています。

国の指針にのっとってとの答弁ですが、このような結果が出ていることから、我が町も先進的に取り組んではどうでしょうか、お伺いいたします。

第2点目の照明のLED化ですが、照明のLED化は、CO₂削減や電気代の節約に

加え、メンテナンスが10年間は不要になるなど、多くのメリットがあります。電気使用量の多いところから試験的にLED照明に切りかえていってはどうでしょうか、お伺いいたします。

3点目の町道のことですが、これは凍結のためと今言われていましたが、以前もそういうふうな凍結があったのではないかと、そのように思います。なぜ、今このトンネルができてからは町道を行けないのか、町道を走っていただけないのか、もう一度お伺いいたします。

以上です。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 先進的に取り組むことはできないのかということでございます。何分、町といたしましては、医学的な問題につきまして、先進的に対応していくというのは、なかなか難しいことになると思います。

それで、この件につきましては、国が25年度で進めていくという方針であると聞いていますので、国が方針によってするということで詳細なことの通知がいただければ、それに基づいて対応してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） 町田議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

LED化は、非常に有効な方法であるということで、試験的にしていってはどうかということでございます。実は、来年度の予算の要望の中へ、私どもから消防用の施設ということで誘導灯、そういう関係のLED化ということで、予算は上げさせていただいております。

そういうことで、試験的に進めていきたいという現場対応をとっていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 町田議員の再質問。以前、通っておった区間がどうして通れないかと、こういう御質問でございます。

平成19年にトンネルができてから路線の変更をしております。それまで、いわゆる熊坂トンネル、あるいは毛原トンネル等、いわゆる狭小区間の懸案事項でございました、

そういうトンネルが開通いたしまして、安全面での確保もできるようになったと、こういうことで御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 2番、町田富枝子君。

○2番（町田富枝子君） 1番と2番は、それでまたよろしく願いいたします。

3点目のコミュニティバスの件なのですが、我が町は、安心・安全のまちづくりを掲げています。町民の困り事に耳を傾け、解決を図っていくのが安心・安全のまちづくりになるのではないのでしょうか。

私が相談を受けた地域の住民は2人ですが、バスがなければ病院に行くことも、買い物に行くことも困難になっています。待ったなしの状況であります。早急の対応が必要であると思います。

凍結して走れないのであれば、スタッドレスタイヤなどをはいて行けるのではないかな。お伺いします。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 町田議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

議員のおっしゃられることは重々わかるんですが、凍結に対しましては、スタッドレスタイヤ、これも既にこの車両は履いております。

しかしながら、そうした凍結の滑りという危険性をいろいろ考慮した。そうした中でトンネルの中を走らせるということで、運行上のあれをやっていますので、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思います。

それと、もう一つは、福祉タクシーとかいろいろそうした面もございますので、どれが一番その方のために利用していただけるか、そこらを考えていただいて、ひとつ対応をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） これで、町田富枝子君の一般質問を終わります。

続いて3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 質問させていただきます。

第1点目は、ごみ出しが困難な高齢世帯などへの支援についてです。

紀美野町のような中山間地域では、急速な高齢化が進むとともに、高齢者夫婦や単身

高齢者世帯がふえ、生活の手助けを家族などに任せたままでは、放置できない状態になりつつあります。高齢者の日常生活におけるＱＯＬの維持は、どのような援助を誰が行うのか、地域的な支援をどう実現していくのかなど、解決を迫られている課題が多く、介護保険制度のあり方とも相まって、深刻な問題となっています。過疎化と高齢化が著しい地域で暮らすお年寄りが、豊かな老いの日々を送ることは、容易ではありません。

紀美野町は谷合いの町なので傾斜地が多く、ごみ収集車が入っていけないような地域でも援助を必要とするお年寄りは生活しています。体力が衰え、ごみ集積場所まで運び出せなくなった高齢者、そうなる不安を抱える人はふえるものと考えられます。

高齢者は、元気でも加齢で足腰が弱いか痛めている場合が多く、生活の困り事を抱えているのが普通です。

こうした不便な集落でのごみの収集や古紙回収について、解決を図る考えがないか昨年の１２月議会で質問したところ、「対象範囲及び基準、回収方法など多くの検討課題もあるが、近隣市町村の参考事例等を含めて、研究・検討していきたい。」との答弁だったと記憶しています。

したがって、この問題での何らかの進展があるのかお伺いいたします。

質問の第２点は、疾病予防活動の充実についてです。

「紀美野町国民健康保険事業会計」の２０１１年度（平成２３年度）保険給付費は、１０億４,６１０万２,９９５円です。２００７年、平成１９年以来、被保険者数や加入世帯は毎年減っても、１０億円以上の高どまりが続いています。県下それぞれの自治体平均を１とした場合、紀美野町国民健康保険の被保険者１人当たりの昨年度の医療費は、１．２１でした。これは、北山村や高野町、太地町に次ぐ４番目の値となっています。加入者の半分以上が年金生活者であり、低所得者が多い国民健康保険事業には、国の適切な財政支援が欠かせませんにもかかわらず、国は今日まで財政支出を減らし続けてきました。

税の引き上げに頼らず国保財政の健全化を図るには、住民の健康を豊かにしていく保健事業に重点課題として取り組む姿勢が不可欠です。病気にかからないための１次予防と、早期発見、早期治療に結びつく２次予防が柱となります。

具体的には、保健講座や住民の自主的な健康づくりなどの公衆衛生活動、そして、各種検診の受診率を向上させる働きかけが大切です。

紀美野町国保の２０１１年度（平成２３年）特定健診受診率は２９．８％で、和歌山

県平均より高く、県下9番目の受診率となっています。町は、受診率向上のために対象者への案内等受診券の送付、未受診者へのアンケートや受診勧奨、日曜健診の実施、そして広報による啓発など、さまざまな努力を積み重ねてきました。

被保険者の年齢構成などもあって、受診率がそのまま医療費に反映するとは言えませんが、みなべ町、上富田町などのように、受診率と医療費が反比例している自治体は少なくありません。

国が示した受診率の目標は60%ですが、紀美野町は当面、40%を目指すとしています。容易ではありませんが、地域住民の全てを視野に入れ、その自発性を育みながら、健康水準を引き上げる取り組みが求められ、地域再生の元気なまちづくりだと考えます。

受診率40%に向けて、今までに培ってきたさまざまな啓発活動に加え、新たにどんな施策に取り組む考えなのか伺いたします。

以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 田代議員の1番目の御質問でございます「ごみ出しが困難な高齢世帯への支援」につきましてお答えを申し上げます。

紀美野町におきましては、高齢化が進む中で、議員御指摘の御懸念につきましては、昨年の12月議会の答弁のときも申し上げましたが、私どもも大きな課題として受けとめているところでございます。

また、近隣市などの状況もお伺いをいたしておりますが、収集体制の違いもあり、当町の現体制下では対応しがたい問題があり、大変苦慮している現状でございます。

現在、紀美野町のごみ収集につきましては、町全域で約1,130カ所(野上450、美里680)の指定場所を設けまして、ごみ収集を実施し、町民の皆様の御理解と御協力のもと、できるだけごみ出しの御負担を軽減すべく、きめ細かな収集に努めているところでございます。

また、平成19年7月から、介護保険によります要介護または要支援の認定を受けている方、及び身体障害者手帳を持っておられる方のうち、ひとり暮らし等のため御自身でごみを出すことが困難な方々については、決められた収集日や収集箇所にかかわらず、ホームヘルパーさんをお願いして、一軒ごとに特別収集を行っているところでございま

す。

しかしながら、それ以外の高齢者の皆様やごみ出しに御負担を感じておられる方々におかれましては、通常のごみ収集としている現状でございます。

本町におきましては、今後、より一層の高齢化が進むことが予測される中で、このような方々に対するごみ収集体系を検討していかなければならないと思っておりますが、これらの方々への戸別収集を実施する場合は、町民の方々から理解が得られる制度を構築しなければなりません。

また、不平等な制度とならないよう、対象とする方の範囲や地理的条件の範囲など、明確にしていかなければならない課題がございます。

また、厳しい財政状況の中、収集に伴う人的整備等、解決していかなければならず、大変難しい課題であると考えておりますが、今後、議員の御指導もいただきながら、紀美野町の実態に一番適した収集対策を引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、2番目の「疾病予防活動の充実」についての御質問にお答えをいたします。

国保特別会計の支出額の6割以上が保険給付費、いわゆる医療費であります。厳しい国保財政を考えますと、この医療費をできるだけ削減していくことが、国保財政の健全運営にとって最重要課題であると考えております。

医療費を削減するには、議員御指摘のとおり、疾病予防はもとより、各種健診や特定健診等の受診率を向上させ、疾病が重篤な状況とならないうちに発見し、早期治療することが肝要であると考えております。

特定健診の制度につきましては、平成20年度から国保の事業として始まりましたが、紀美野町におきます受診率の法定報告値につきましては、平成20年度が18.72%、21年度が18.54%、平成22年度が29.62%、平成23年度が29.8%と年々向上している状況ではございますが、議員の御指摘にもございましたように、国の求めている基準には達していない現状でございます。

また、国保の医療費につきましては、被保険者数は年々減少しておりますが、平成20年度をピークといたしまして、21年度から23年度におきましては、ほぼ横ばいで高どまりの状況となっております。

このような状況の要因の一つといたしましては、医療の高度化によるものと考えてお

りますが、どのような理由であれ、高騰する医療費を削減していかなければなりません。そのためには、前段でも申し上げましたが、疾病の早期発見、早期治療が不可欠であると考えております。

このような観点から、紀美野町におきましては、平成24年度におきまして特定健診等の受診率を向上させるため、特定健診の未受診者に対します対策事業を実施しておるところでございます。事業内容につきましては、特定健診等の未受診者対策としてアンケート調査を行い、未受診者の実態、課題の把握に努めておるところでございます。

また、電話や訪問、及び啓発パンフレットを添えた通知等による勧奨を行ってまいります。

また、生活習慣病の1次予防に重点を置きました取り組みといたしまして、特定保健指導予備軍の方々に対して保健指導を実施し、将来的な医療費の削減につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） ごみ出しが困難な高齢世帯などへの支援についての問題で、実は、隣の海南市のごみ収集の状況をクリーンセンターを訪ねていろいろ勉強してまいりました。

ふれあい収集という事業で、高齢者や障害者、病気、けがなどの理由で出さない家の粗大ごみなんです。従来から、屋内から持ち出して収集するという方法をとっています。平成18年4月から、特別収集という事業として実施しているそうです。

事前にクリーンセンターに電話で申し込んで、クリーンセンターのほうから収集曜日を指定して、申し込んだ人の同意と立ち会いのもとで作業をしているということで、実施当初から粗大ごみだけではなくて、日常的なごみ出し困難者に対する収集の要望が数件あったそうで、いわゆる普通のごみも持って行ってよということだそうです。それも、粗大ごみの特別収集とみなして、週1回、自宅前での収集を開始したところ、昨年度から急激に特別収集の要望が多くなって、別に日程を設けて、人員は変えない現状のままで、通常の収集が終了した後、月曜と火曜の午後に対応しているということです。

対象世帯としては、みずから、また身近な者の協力を得て、所定の収集時間に収集場所まで定期集積ごみを持ち出すことができないという世帯で、では誰が申し込むかと

いったら、申し込み方法は介護施設の管理者、例えばケアマネージャーとか自治会長、民生委員から依頼を受けて、担当者が現場確認に行って、そうしようかということで。

それから、この地域で問題になっているのは、パッカー車が入れない地域というのがあるんですけど、そういうところは軽トラックで収集に行っているということです。

もともと当町と違うのは、海南市の場合は、半分ぐらいが自宅前収集なんです。それも一遍、本当は状況を見にいった、溝ノ口であるとか、棕木とかあの辺をずっと見て回ったんですけど、みんな自分の家の前にごみを出して、それをパッカー車が集めて回っているという状況です。

広報などで、こういう収集があるということは、ふれあい収集の方法はホームページ等に掲載されていますけど、普通ごみの収集については、広報とかには出してないそうです。だから、今のところ、平成23年度で20件程度、平成24年度で今まで21件と、そんなに多い数ではないんですが、ふえてくるだろうという予測です。

現状は、別居の親族が自宅へ持ち帰ったり、ヘルパーが自宅や会社に持ち帰っているケースも多いそうで、親族とかヘルパーが持ち帰れない場合、収集日の前日や数日前に出す場合が多くて、地区や近所からクレームがつく場合もかなりあるということで、口コミで広がっていけばふえてくるんじゃないかというふうに、クリーンセンターのほうでは見てました。その場合の対応はどうするかということまでは、まだ決まってないそうです。

非常に、この町の体制で、これほどのことをやるというのは難しいだろうと思うんですが、人員の問題とかいろいろあるんでしょうけど、こうした特別収集は難しいという、先ほども財政の問題とか体制の問題ということは言われたんですが、そういう具体的にはどういう問題があるのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、疾病予防活動ですけど、2010年の9月議会で紹介した奈良県の山添村というところは、高齢化率が35%、人口が4,000人、旧美里町ぐらいの町だったんですが、医療費が奈良県下で最も低いということで、当時の特定健診受診率が50.3%というのは非常に。ここは、何でこうなるかという、保健推進委員という制度があって、その人たちが非常に役割を果たして、保健推進委員制度を設けている自治体というのは、結構受診率が高いです。専門に働きかける。

ただ、この議会でも提案したことあるんですけど、この町は難しいということなんで、であれば、周知や啓発活動、特に啓発活動が大切ではないかというふうに思います。

大がかりな啓発としては、健康イベントというのも選択肢の一つで、これは紀美野町は健康まつりを平成１９年度で中止したんです。先々月、１０月２１日に海南市の健康まつりがあったんで、これも見学に行ってきました。健康チェックとか健康相談、健康講座、おたのしみコーナーなど盛りだくさんで、約３，０００人の参加ということで、かなり盛況でした。

健康まつりだけだったら、健康に関心があるという人しかターゲットにならないので、実は、それ以外の人もターゲットにする必要があるというので、防災フェスタというのを一緒にひっつけてやってまして、それからハロウィンイベントとって、いわゆるフリーマーケットですけど、そういうのもあわせて同時開催ということで、リピーターだけではなくて、違う市民もターゲットにするというやり方をとっていました。

担当者は、誘い合わせてくるので、毎年啓発になるということで、啓発活動にしては、それなりの効果があるんじゃないかという担当者の考えです。

ただ、新しい参加者の掘り起こしが必要ということで、それをどうするかという問題があるそうです。それで防災フェスタと一緒につけてやったんですけど。

受診率を１０％一気に引き上げようということであれば、一気にというか１０％引き上げるには、健康イベントというのも有効な啓発事業だと思うが、その点のことはどうなのかお伺いします。

以上です。

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君） 田代議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

海南市の戸別収集の件につきましては、私どもも承知をいたしております。近年、過疎化や高齢化が進む中で、海南市同様、本町も独居高齢者を中心に家庭ごみをみずから集積場所まで持ち出すことが困難な方がいらっしゃることは、私ども理解しているところでございます。

海南市では、議員おっしゃったように、平成１８年度からこれらの方への戸別収集を行っている聞いてございます。自治会長や民生委員等から依頼を受けまして、現場を確認した上で、クリーンセンターの職員が通常収集終了後に対応しているということを聞いてございます。現在、４７件の依頼があると聞いております。

海南市のクリーンセンターには、１７名の職員がおりまして、そのうち１０名の方がこの戸別収集に当たっていると聞いてございます。

本町の家庭ごみの収集は、野上エリアが業者委託により、また、美里エリアが3名の臨時職員で直営により収集を行っておるところでございます。両地域とも、ほぼ毎日、何かしらの家庭ごみを収集しておりまして、時間的にも物理的にも海南省と同じような戸別収集は、現体制下においては大変困難なことであると考えてございます。

ごみ出しが困難な理由には、それぞれいろんな理由が想定されます。高齢によるものだけではなく、若い方でありまして、けがや病気によるものもあるでしょうし、道路条件等、地理的な問題によるものもでございます。今までは御近所さんをお願いできていたものが、過疎化が進み、地域コミュニティが確保できない等の理由により、そういうことができなくなる場合もあるかもしれません。ありとあらゆる理由が想定されるわけでございますけれども、その困難度の程度の度合いは、人によって個人差もあると考えてございます。

私どもも、できればよりきめ細かな収集体制をとりたいと思っておりますけれども、多くの課題もございます。しかしながら、日常的なごみ出しが困難な方がいらっしゃることは事実であり、先ほども御説明申し上げましたが、本町では平成19年度より、ある一定の条件を満たされる方々につきましては、家庭ごみを特別ステーション制度を運用している現状でございます。

この制度に該当しない方々のごみの戸別収集につきましては、昨年12月議会の議員の御質問にお答えをいたしましたとおり、多くの解決しなければならない課題の中、近隣市町の実情等をお聞きするなど、研究・検討を進めてまいりましたけれども、人的整備の問題や効率性の問題、そして、財政上の問題、それに加えて、不平等な制度とならないためにどのような方を対象とするのか、また、対象者の基準作成の問題等、大変難しい課題の中で、継続可能な制度及び紀美野町に一番適した制度の構築に頭を痛めている現状でございます。

高齢化が進展する中で、ごみ収集の問題に限らず、他の公的支援のあり方等についても、連動していかなければならない必要性も感じてございます。厳しい財政状況下の中ではございますけれども、各種公的支援におきましては、ある程度の限界といたしましうか、行政として行える限界もあると考えてございますが、議員、御懸念の件につきましては、先ほども申しましたように、私どもも大きな課題として受けとめておりますので、今後、引き続き議員の御指導、お力添えをいただきながら研究してまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、疾病予防の観点の再質問でございます。

議員御指摘のように、医療費の削減には、健診、疾病予防ということが大変重要な観点であろうということは、議員と価値観を同じくするものでございます。

疾病予防の観点から申し上げますと、特定健診や特定保健指導のほかにも、紀美野町では人間ドックに力を入れております。件数の実績につきましては、平成20年度で173件、平成21年度は214件、平成22年度におきましては125件、平成23年度実績で184件となっております。

また、本年度の当初予算計上といたしまして、250件の人間ドックの予算を計上しております。予算額といたしましては、1,093万円を計上いたしておるところでございます。

また、国保連合会が取りまとめております統計では、紀美野町におきます被保険者1人当たりの保険事業費につきましては、平成22年度実績でございますけれども、3,430円で、県下第3位となっております。

このように、紀美野町におきましては、県内の市町村と比べましても、保険事業に力を注いでいるところでございます。今後におきましても、国保財政の健全化を目指し、医療費の削減に取り組んでまいります。そのためには、議員御指摘のとおり、疾病予防に力を入れていかなければなりません。特定健診等の受診率の向上につきましても、保健福祉課との連携強化を図り、より魅力的な健診内容とできるよう、研究・検討をしてまいりたい。

また、議員御提案の件も含めまして、研究・検討をしてまいりたいと考えてございますので、再度の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） ごみ出し困難な世帯への支援の問題ですが、近くでは、例えば小畑の東出地域であるとか、動木の曲谷とか、特に山間地でもないんですけど、そういうところでも困難な地域がありますし、年々悪化していくという世帯もあって、ついこの間まで元気だったのに、酸素吸入しながらの生活というふうになった人もあります。

国土交通省が実施した6年前のデータですけど、過疎地域等における集落の状況に関する調査結果というのがあるんですけど、全国で65歳以上の人口が50%を超える集落というのは、7,873ということで、住民の全てが高齢者という集落も425ある

そうです。現在は、もっと進んでいるだろうと思います。

言うまでもないことなんですが、中山間地域での生活の困難さは、高齢者の苦痛を軽減し、助ける若い人の手がないという、これはどこでもそうなんですけど、先ほどの課長の答弁にもあったように、地域コミュニティの脆弱化ということがあると思います。年々、困難さが増しているというのも実態です。

ただ、これは課長の答弁にもあったように、ごみ出しだけではなくて、さまざまな、例えば買い物の移動とか病院での通院とか、生活の全てに困難さが日に日に増してくるという状況があります。

ここから先は、ちょっと執行部に直接質問することになりますけども、考えをお伺いしたいと思うんです。

こうした生活困難者を見守りながら手助けする専任のスタッフを、町として雇用できないのかどうかという提案なんですけど、先般来も同僚議員が、タクシーの問題で質問して、ただ、NPOとかを立ち上げる、今のそういう制度で、例えばNPOなどを立ち上げるとすると、なかなかうまくいかないし、人を集めるというのは。ボランティアというのも、言えば簡単ですけど、そんなに長続きしたりというのはなかなかいかないという。

だから、きちっとしたやっぱり制度として、そういうのをつくっていくというのは困難なのかどうか。例えば、役場のOBの人などを何人か、何人雇えばええんかわかんなんですけど、雇用して、地域を巡回しながら買い物などの手助けしたり、ごみの問題もそうですし、病院受診もそうですし、生活が困難な高齢者に登録してもらって、そういう名簿をつくっておいて、それを基準として町を常に巡回していくという。どこが、こううことで困っているからちょっと行ってあげてというようなことがあれば、ちょっとした手助けをするという、そういう。何もないときは、登録されている高齢者に声かけをしながら回っていったら、それだけでも、そういうところの高齢者は安心すると思うんですけど、これをボランティアとかNPOでやるとなると、かなり大変だと思うんで、そういうシステムがあれば、高齢者は非常に心強いと思うんですが、町として取り組みを検討してもらう考えはないかどうか、直接、町長のほうからお答え願いたいと思います。

それから、健康イベントもこれで一応検討してみようかということですけども、健康イベントというのは、住民も巻き込んでやるわけで、地域住民が、まちづくりとして健

康の推進に取り組む力を育てるという意味合いもあるのかなと思います。

だから、実際にはよく決算のときに質問する、海南市の健康まつりでは、精神障害者の家族の会で紙ふうせんというのは、活動どうなっていますかという。海南市の健康まつりへ行ったら、コーナーをちゃんとつくって、皆さんいろんな書籍の販売とかミカンの販売とか、元気にやっています、パンフレットもつくってもらって、そういう活動が続けてました。そういうのもやっぱり地域の健康になっていくという、一つのあれだと思うんですけど、健康に関心を持つ住民をどうふやすかという課題であると思います。住民の健康寿命を延ばしていくビジョンということが必要ではないかと思うんですけどね。

ただ、現状の保健師の体制のままで、そういうことができるかどうかというのも検討が必要なんかなと思います。でも、やっぱり保健師もふやす必要があるのかというふうに、現状を見てと思うんですけども、受診率を10%引き上げようと思えば、やっぱり何か新しい取り組みが必要ではないかという気がします。

例えば、健康イベントというのを開くのが無理なら、例えば今、大きな町のイベントで夏祭りであるとか、農林商工祭、柿の市とか、りらのいわゆる世界民族祭やとかという、そんな比較的大きなイベントには、町の保健福祉課から健康チェックも兼ねて救護とかということで、ちょっとしたコーナーをつくって、僕も時々そこへ手伝いに行くんですけど、そういうのをもうちょっときちっと、健康相談だとか健康のあれやったらということで、いわゆる健康のためのブースを設けたらどうかなという、そういうところで啓発していくという。ただそれだけで10%上がるかどうかはわからないんですけど、そういうことも含めてどうなんだろうということですが。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えいたします。

まず、第1点目のごみ出しの困難者に対する収集、並びに生活困窮者に対する助けるスタッフを置けないかと、こういうお話であったかと思います。

これにつきましては、各町、また、各市におきましても、それぞれの方針のもとにこれをやっていると思うんです。例えばの話、上勝町、視察にも行かせていただきました。あその場合は、収集はなし。自分で出したごみは自分で始末するという方針のもとにやっているような町でございました。しかしながら、この紀美野町におきましては、収集というような方法を昔からやっておりますし、これからもそれはやっていきたい、そ

のように思う中でございますが、田代議員のおっしゃられる生活困窮者というのか、そうした方々はこれからますますふえてこようというふうなことは、今後、私らも承知しておるところでございます。

そんな中で、先ほど再質問のときに、牛居のほうからも説明させていただいたように、そうした制度を実施するということになりますと、人的な面、また効率的な面、そして不平等になったらあかんというふうなことがございますので、そうした制度について、受益者負担等も考えて、例えばの話、シルバーにそうしたものを委託するとか、いろいろ方法はあろうかと思いますが、これからひとつ前向きにそれについては検討させていただきたい、そのように思います。

それから、次に健康まつりの件でございますが、これもその市町の方針がございます。実は、当町におきましても、健康まつりは実施しておりました。しかし、当町のイベントを見ますと、非常にイベント、イベントと毎週重なってきているというふうな状況の中で、これをひとつ整理していこうよという中で、この健康まつりを廃止して、そのかわり人間ドックのほうを。

また、保健指導員による指導等、指導予防具も、こうしたものを置きながら、そうした人間ドックのほうへ切りかえていこうというふうなことから、現代、そうした方針でやっておるところでございます。

したがいまして、議員がおっしゃられるように、今の方法よりも健康まつり、そのほうがええでと言われるのであれば、また検討しますが、しかしながら、我々十分検討した上で、個別に細かく指導をしていくほうがいいんじゃないかという中で現在の方式に切りかえましたので、ひとつ御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） これで、田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） それでは、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、子ども・子育て新システムについて伺いたいと思います。これに関する法律が通過いたしまして、私たち、この紀美野町の議会においても、これに対する反対の意見書等も送ったんですけれども、通過いたしました。それで、いよいよこれが実施

されていくということになってくるんですが、この町にとって大変大きな問題になってくるのではないかと思います。

現代の民主党政権というのは、まさかこんなことをするとは誰も思わなかったんですけども、前政権からの構想もあったのでございますが、そのような方向になってきております。こういうふうに、以前、私たちから、委員会のこれに関する請願の審査するに当たっても、要するに町の保育所に対する運営が、この点が後ろに引いていくと。保育所に対して町がするのは、子供が保育所に入れるかどうかの認定をするだけであると。そこから向こうは親がしなさい。

また、財政的にも町が国から来るものがなくなって、ですから民間がやるんですけれども、民間が来ないこのような大変厳しい、子供たちも少ないもうけにくい、そういうふうな町においては、これはどうなっていくのか。町が結局やっていかなければならないことになってきますけれども、金がない。そうやってまいりますと、大変保育に関する問題が起こってくると思います。

それに対して、町長も本当に子供たちを大事にしなきゃならない、そういう思いで、子供は町の宝と、こういうスローガンも上げて頑張ってもらっている。そういうことで、このことに対してどんな問題が今後起こってくるのか。また、これに対して町はどのように対応していかれるのか、そのことについて伺いしたいと思います。

2番目に、旧美里町地域の光ファイバーのブロードバンドは、これちょっと私、うっかりしたんですが、光ファイバーのサービスの実施、これについて質問したいと思います。

以前にも伺いいたしまして、その後、たしか小椋議員のほうからも、この問題について御質問がありました。いろんなことがあったみたいで、昔、旧美里町におけるこれに対する対応のまずさもあった部分もあったりして、合併前に光ファイバーが旧美里町には敷かれずに来ました。

もっと前にいえば、全国的に先駆けて、美里町は光ファイバーについて、手が届くような状況にあったんですけども、それが残念ながら何かの形で消えてしまって、その後もされずにやってまいりました。

県のほうに、私たち共産党の議員団も何度か交渉を行ったんですけども、以前の中ではまだちょっと残念なんですけど、大変県の言い方に、私、本当に残念だったんですけども、町が難視聴対策、テレビの。要するに、アナログから変わっていったときに、紀

美野町はギャップフィラーという方式をとったので、だからできなかったんだと、こういうふうに申されたんです。

これについては、町長の判断、そしてそれを議会は全会一致で支持したんですけれども、過疎であり、しかも大変高齢化した町の中で、より安価にテレビが見られるということで、ギャップフィラーになってきたと思います。

しかし、それは置いておいてですが、県はこのほうにも力をいただいて、光ファイバーのサービスが実施されていかなければ、単に楽しみでブロードバンドをやるというだけでなく、仕事で使っている、事業所等は非常に不利になってくるという面があるわけであります。

そういうことで、最近、また県のほうへ交渉に行ったんですけれども、そこで県が言うのは、来年度、県下に13カ所あるそうなんです、光ファイバーの未実施の地域・地区があるそうなので、その対策をとりたいと。そういうことで、来年1月ぐらいにまとめていきたいような方針でありますけれども、それに対して町はどのような態度をとられるのかということが課題なんだと、こういうふうに言っておられました。何にしても、大変大きな問題でありますけれども、また、産業対策としてでも大事な問題であると思います。

そういうことで、この件に対しての町の見解をお伺いしたいと思います。

3点目に、また産業問題なんでございますが、最近、天橋立で有名な京都の宮津市のほうで会議がありまして行ってまいりました。そのときに、この市の市長が特別講演をしてくれたんですが、この宮津市では、大変この市長は、その問題について大変熱心に取り組んでおられる方ようで、バイオマスタウン構想というのを持っているそうです。

うちの町でも、その中で課題として、竹がうちの町でも大変はびこってくると。だんだんと杉、ヒノキの山の中にも入って行って、竹が勝って、杉・ヒノキが負けたり、また、畑のほうに入ってきたり、道がなくなってきたりというふうなこともあるわけなんです、宮津市でもそういうことから、竹対策に取り組んだようであります。

もう一つ、イノシシ対策にも竹の問題が絡んできて、要するにイノシシが田畑や、あるいは人家のほうに入ってくる。それには自分の姿が見えないところに寄ってくるということで、緩衝地帯というんですか、イノシシの体が見えるぞと、そういうことで、間に竹のあるところを刈り取っていく、切っていくと、そういうことで姿が見えずして人

家に近づく、あるいは田畑に近づくということがないように、緩衝地帯というのをつくる意味でも、竹対策が重要であるということから取り組んできている面があるようであります。

竹を使った、まだ30キロワットとか言いましたけども、小さいながらも発電所があったり、あるいは竹の葉とかいろんなものを開発しているようであります。

こういうふうに、非常に重要な問題として、大学の先生の協力も得ながら開発していると。これには、市とともにNPOも立ち上げてやってきているようであります。

これをそのままうちの町でやれと言っても、これはなかなか大変な問題で、これは参考なんですけども、町としてもこれだけたくさんの産業問題、産業が減ってきているという、そういうふうな状況の中で、何らかの形で産業の問題に取り組んでいかなければならないというふうに思います。

宮津市では、このようにバイオという立場、また、エネルギーをつくるという立場、そういうことからこの方向に進んでいるようでありますけれども、町として産業の対策、どのように取り組んでいくのか。よく言うところの、外から何かを引っ張ってくるということは無理ですから、内発的に発展させていくと、そういうことが求められるというふうに言われますけれども、町として、町の中に何が問題としてあるのか。

また、その問題の中から、それが産業として成り立っていく方法はないのか。そういうことについて考えていかなければならないと思いますが、このことについて御見解をお伺いしたいと思います。

次に、環境問題ですが、環境に優しい工事というんですか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

この間、いろんな取り組み、特に最近では、かじか荘の問題もございまして、かじか荘周辺に行くんですけども、かじか荘という点から見ても、自然というのが大事でありまして、町長も静かな夜になればカジカガエルの声しか聞こえないと、これが最大のメリットなんだということによっておられましたけども、私も確かにそうであると思います。

ただ、カジカガエルだけではだめですので、この町にとってそのほかにどんなものがあるのか。ないならば、例えばディズニーランドとかいうけばけばしい、そういうふうな遊ぶところ、それは全然ないわけでありまして、これを持ってこようなんてことは全然考えられません。

その中で、この町にとって、何らかのそういうふうなメリットはないのか、そういうことで、町長の今言うように、自然というならば、その自然というのはどんなものになっているのか。それが売り出すものになっていくのかどうかということを考えまして、かじかの周辺を見てみしたら、ある日、タカが飛んできたんです。タカということで、鳥があるやろというふうなことから、副支配人とともに、鳥のえづけができないのかとか、あるいは、そういうふうなことで川のほうも見てみしたら、カワセミがいてるんです。カワセミが、あの川で小魚をとると。

また、カワガラスというものもあの辺ではよく見られるんですけども、そういうふうにかワセミ一つとっても、好きな方にとって見るならば、ぜひ一遍かじか荘にも行ってみたいというふうなことで、一つの観光資源としても重要なものであると思います。

そういうふうには自然を大事にする。自然を観光資源として見てみるならば、そういうものが住みやすい環境をどうつくっていくのかということを考えなければならないというふうに思います。

ネットで見てみしたら、カワセミというのは、崖のところに巣をつくるそうでありまして、私ちょっと間違いまして、30センチというふうに書いてしまったんですが、おもしろい習性を持っているようで、崖にこの小さな鳥が体を何度かぶつけると。それで、そこに足がかりをつくると、そこから横穴を50センチから60センチ掘って、そこで子育てをするそうであります。

今、町の工事等を見てみしたら、川の工事もともすればコンクリートで張ってしまうと。以前、田代議員もこの問題について、蜚が住みやすいまちづくりで、そういうふうなブロックを使ってはどうかというふうなことで申されたこともありましたが、こういうふうにかワセミがいてるならば、カワセミが住みやすい、子育てがしやすいということで、そういうブロックもあるようであります。

そのブロックを使って、この護岸工事をされて、成果が上がっているというところもあるように聞くんですけども、町としても、これは県の仕事、谷については町の仕事ですけども、その工事については十分に配慮されて進めていかなければならないかと思っています。

何にしても、何もないならば、ないことが売りというふうに町長の言われるように、その中でも蜚が住みやすい、あるいは小鳥が住みやすい環境をどうつくっていくのかということについて、工事についてもそのような配慮をされたものにするべきであると思

いますが、そのことについての御見解をお伺いしたいと思います。

以上、4点よろしく願いいたします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(加納国孝君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時20分)

再 開

○議長(加納国孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長(加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 美濃議員の1番目の御質問にお答えします。

子ども・子育て新システムの実施に当たっての町の対応についてということでございます。

子ども・子育て新システムの関連の3法。子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、平成24年8月に成立いたしました。

これにより、子ども・子育て新システムは、早ければ平成27年度より本格施行されると聞いております。この新システムにつきましては、平成22年度より国におきましてワーキンググループが設置され、検討を重ねてきたものであり、この間、各方面より意見や3党合意等により、内容の見直しがなされ、成立したものでございます。

内容につきましては、当初、総合こども園の創設と株式会社の参入、既存の幼稚園及び保育所のこども園への期限を決めての移行。市町村の保育所での保育義務の削除。入所についての保護者と施設の直接の契約等とされ、これに対して多くの意見があり、議論がされてきました。

成立した新システムは、総合こども園法の創設の取りやめ、こども園への移行は任意となりました。市町村の保育所での保育義務の存続、保育所の入所についても従来どお

りとなってございます。

また、今回の新システムでは、既存の3類型、認定こども園、幼稚園、保育所を含め、財政措置が一本化されることとなりますが、この財政措置につきましては、私立保育所に対してということになりまして、公立保育所のみの当町におきましては、既に一般財源化されており、交付税措置となっておりますので、影響はないものと考えています。

当町の保育所運営に関しては、おおむね従来どおり町営の保育所で行っていくことになると考えています。

今回の新システムの施行を受けて、市町村は、子ども・子育てに関する事業計画の策定、及び会議の設置等が予定されておりますが、新システムの施行による子育て支援の充実につきまして、より一層努力してまいりたいと考えております。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） 美濃議員の2点目、旧美里地域の光ファイバーによるブロードバンドサービスの実施についてお答えします。

議員御指摘の光ブロードバンドは、自宅に光ケーブルを引き込み、パソコンでインターネットを超高速で利用するものです。

さて、旧野上町では、NTT西日本の光ブロードバンドサービスがあります。しかし、旧美里町では、電話線を使ったADSLサービスしかなく、このADSLサービスは、電話局から離れるに従って通信速度が遅くなるため、高速ブロードバンドが利用できるとは言にくい状態です。

旧美里町の光ブロードバンドサービスについて、NTT西日本に強く要望していますが、現在のところ大変高額な費用が要するというので、実現していないのが現状です。

議員おっしゃるように、県では平成25年度の新政策の一つとして、超高速ブロードバンド未整備地域の解消に取り組むこととしており、超高速ブロードバンドの基盤整備を推進する市町村を支援し、地域間の情報格差を是正するための具体的な取り組み内容を検討しているということを聞いております。

町としては、財政状況を勘案し、県の指導をいただきながら、一日も早く旧美里管内の光ブロードバンド化を実現できるよう頑張っていきますので、御理解いただきますよ

うお願いいたします。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長 (岩田貞二君) 美濃議員の3番目の質問の「町の産業対策に関する見解について」の質問にお答えいたします。

町の産業は、主なものとして農業、林業、商工業などがありますが、特に従事者が多く、当町の基幹産業である農業の現状は、高齢化が進み、後継者不足が大きな課題であります。この後継者不足は、農業所得が低迷し、生活を支えることが困難であることが大きな原因であると考えます。

それに加え、鳥獣害により、より深刻化していると認識しています。

このような状況の中で、町の主要産物であるミカン、柿、山椒などのブランド化を図り、農家所得の向上をさせることが重要であります。

町としてもさまざまな補助制度等の支援策を講じているものの、農家の皆様が満足するに至っていないのが現状と考えています。

打開策として、農産物の販路の開拓・拡大のため、柿、山椒のトップセールスも東京、京都で行っています。

林業では、国・県の事業に取り組みながら、公共施設への紀州材利用も県の指導をいただきながら行ってまいりたいと考えています。過疎集落支援事業を活用し、間伐材を利用して、テーブル、椅子の製作も検討しているところです。

また、農業・林業を行っている方々の中には、既に6次化産業への取り組みを行い、地域雇用につながっているところもあり、町としても農林業の産物に付加価値をつけ、農家所得の向上を図り、若年層の定着や地域の活性化等の支援策を講じていかなければならないと考えています。

産業対策は、非常に広範囲となるものであり、産業の活性化、雇用の確保に向けた、技術力、経営力、販売力等を強化する必要があると、国・県、農協、商工会、森林組合等々の関係機関とともに進め、効果的な支援策を協議していきたいと考えておりますので御理解いただき、答弁いたします。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

○議長（加納国孝君） 建設課長、山本君。

（建設課長 山本広幸君 登壇）

○建設課長（山本広幸君） 美濃議員の4問目、環境に優しい工事についてお答えします。

議員の言われるように、大変貴重な鳥も生息している中で、改めて現在の自然環境を壊すことのないよう、環境に優しい工事を心がけなければならないと思っております。

現在も柴目川や長谷川での河川改修を行っておりますが、以前から普通のコンクリートブロック積みで張ってしまうようなことではなく、コンクリートブロックの表面等に多数の穴があいた、植生が可能で微生物を含んだ水生生物の生息・生育場所としての機能のあるブロックを使用しているところであります。

しかしながら、議員が言われるような「穴のあいたブロック」は、カワセミなどの人工的な巣穴を護岸の上部に設置するものであり、用地幅や工事費が多額となることから、河川の改修や災害復旧工事での使用は難しいと思っておりますが、今後、河川公園等の余裕のある場所での造成計画があれば、周辺の立地条件等考慮しながら考えたいと思います。

以上、答弁とします。

（建設課長 山本広幸君 降壇）

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 13番。

1番目の子ども・子育て新システムについて、おおむね従来どおりであるということでした。多くの議会が、私たちの紀美野町もそうでございますけれども、このことに対する意見を上げて、そういうマイナス、要するに子供たちに、あるいは町の損のないようにということで運動した成果であるかと思っておりますけれども、おおむねということで、まだ若干の問題もあるならば、お教えいただきたいと思っております。

それから、産業問題で岩田課長のほうで、いろいろと頑張っていくんだということでございます。これについては、今後取り組んでいかなきゃならんと思うんですけれども、具体的に、例えば紀州材の間伐材を使ってテーブルとかそういうふうな加工品をつくっていくということでございますけれども、それは具体的にどういうところがやっていくというふうに考えられてるのか伺いたいと思っております。

大変難しい問題で、うまくいってるんでしたらこんな問題は起こってないんですけど

も、こんだけしてきたというのは、一つには、今までの政権、現在の民主党政権の以前からずっと輸入政策が続いてきた結果、こういうようなことになってきていると思いますけれども、そのような中で小さな紀美野町のような自治体が、何としても住民の暮らしを守るといふ、そういう本当に国がしなければならないところを町がしなきゃならんという大変なことをやっているわけでございますけれども、そういう例えば、さっき言った間伐材、それからミカン、柿、山椒のブランド化ということで答弁もございましたけれども、それについて何らか具体的にところで、どういうふうにされているのか。

まだ無理であるならば、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

それから、光ファイバーについては、財政力の状況ということでございましたけれども、何にしても大変現代の光ファイバーがないADSLの状況では、本当に自然現象、雪が降ったり風が吹くというふうなことで、何らかスピードが落ちたり、つながらなかったりとか、そんなことも起こっているようであります。

本当に、事業所については、やっぱり頑張ってもらわなきゃならないし、大変厳しい財政状況にある町でございますけれども、頑張ってくださいたいと思います。これについては、要望いたします。

あと、最後の環境に優しい工事の問題でございますけれども、課長からは、柴目川等についても具体的にやっているんだということでございました。実際、あと問題になるのは、具体的に穴があいたような、穴のあいたブロックというは、非常に壊れやすいというんですか、そういう面で使いにくいということで、値段も高くなってくるんかと思っておりますけれども、これ、具体的にどの辺のところに鳥が住んでいるのかということについても、まだ我々もわからないし、町としてもその辺のところは把握もできていないんじゃないかと思いますが、その辺で特にそういうところについては、高いけれどもそういうものを使っていく。

あるいは、うちよりも財政力の強い県に対しては、その旨を要望していくと、そういうことが必要ではないかというふうにと我想います。その辺について、もう一度御見解をお伺いしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） おおむねということで、違いは何かということでございますが、この新システムにつきましては、社会保障と税一体改革の結果で、0.

7兆円がこのシステム等に使われるというふうな話になっていると聞いています。

具体的には、消費税が10%になった時点で本格的に施行されて、その使い道等について、詳細なものが示されていないということもございまして、具体的に0.7兆円がどういうふうに振り分けられるのかということによって、いろいろ違いが出てくるかもわかりません。

以上です。

○議長（加納国孝君） 産業課長、岩田君。

○産業課長（岩田貞二君） 美濃議員の再質問の、間伐材を利用したということで、具体的な対策としてどうかということであります。

今、過疎対策事業の中で小川地区が寄合会を立ち上げて過疎事業を進めている中で、寄合会の拠点づくりということをテーマに一部掲げております。その中で、寄合会の拠点の会合する場所にテーブルを置く予定です。テーブル、椅子を置く場合に、そういう間伐材を利用したテーブルを作っていきたいということで、これからですけれども、25年度に作っていきたいということで今、進めておるところでございます。

また、ブランド化ということで、柿、ミカン等のことでありますが、柿の大きさとかミカンなら甘さとか、そういうことを重視して、農協と協議しながら、そういう良質な物をブランド化していきたいということでありますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（加納国孝君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 再質問にお答えします。

議員が言われるように、カワセミ等が生息している場所につきましては、現在は把握できておりません。

今後、そのような場所での工事等があれば、環境を壊さないような工法を配慮した工事をするように、県にも要望しますし、町も考えたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） そうすると、子ども・子育て新システムですが、結局、消費税が10%になってみないとわからないというような状況なんですね。この問題について、実際のところそうやってきたときに、消費税があつての話であるということなんですけれども、では、そのいろんな状況の中で、これも10%になってみなければわからん問題がいっぱいあるわけで、例えば経済同友会ですか、あっちのほうは、消費税

が上がったら今度はさらに法人税を下げよと、こんな要求もされているようなので、果たして消費税が上がった場合に、本当にこういうところに使ってもらえるのかどうかかわからんと。

補助金じゃなくなって、今は保育に関しては一般財源化で交付税になってきているということであったりして、どうにも状況がわからんのですけども、町としては、しかし、どんなことがあっても一時も休むことなく保育の事業は何らかの形でやっていかなければ、子供たちが大変ですし、もちろん子育ての家庭においても大変なことになるということになると思いますが、その辺のところの対策等について、どんなことがあっても子供を保育できるんやということについての構えというんか、考えというんか、大変難しくなっている情勢ですから、実際のところが大変なんで、国の本当に、国というんですか政権の非常に地方の苦しみというものを考えずにされてきているところの問題があると思うんですが、それについて町としての見解をお伺いしたいと思います。

それから、産業課長のブランド化ということで、これから例えば間伐材については、小川地区の寄り合い会で拠点のところに使っていくんだと、こういうことでそれは前進なんですけど、しかし、これを販売していくということになってまいりますと、つくる量の問題、あるいはその施設があるかどうか。その辺のところについてはどうなっていくんでしょうか。町がそのままできることはないので、受け皿になるところについての見解ですね。

そこのところ、町としてもある程度誘導というのか、何らかのことをしていかなかったら、ほっといてもなかなかできない部分があるかと思います。大変難しいし、財政的な面もありますので、どこまで行けるかという問題もあるにしても、しかし、町の産業という面で考えていった場合、町としての産業をどう支援、誘導するという、そこのところが必要かと思えます。

柿、ミカン、山椒についても、農協のほうでそういう面でやってもらうと、それは確かにそうであるし、農協に大いに頑張ってもらわなきゃならん部分であるんですけども、ブランド化、特に山椒については、難しいんですよ。町長がトップセールスに行ったりしてくれてるわけですが、それで町としての支援としたら、よく言われるところの加工品なりなんなりかのことをしていくと。

これについても、大学の先生のほうで研究してもらうというふうなことについて、利用してもらえないのか。聞けば、山椒は防腐剤の効果もあるとか、そういうふうな成分

も含まれているようであります。そういうふうなところで、山椒を食べるだけでなく、そういう防腐の効果、あるいは色を染める髪、そういうふうなところに使う成分にも利用されているとか、そんなふうな話も聞いたんですけども、そのように山椒が持つ有効成分というんですか、その辺のところの研究とかも、町としてはそういうところをお願いしてやっていくことができないのか。その後さらにブランド化ということで、使ってもらえるところも出てくるかと思いますが、それについてはどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

あと、環境に優しい工事等については、今、課長のほうで答弁いただきましたので、十分に御配慮の上で頑張ってもらいたいと思います。これは要望といたします。

2点、よろしくお願いします。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 今後の町の保育についてということでございます。

これにつきましては、先ほども申し上げましたが、当初、新システムにより児童福祉法の第24条になるのですが、これにつきましては町は、保育を確保するための措置を講じなければならないという改正となっていたところですが、最終的には、保育に欠ける児童が保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない町の義務が、そのまま残された形になっています。

これによりまして、町は今後とも保育をしていくということが義務づけられていると考えています。

以上です。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをしたいと思います、3点目の産業対策という面でございます。

これにつきましては、議員おっしゃられるように、各市町におきまして、大変頭の痛い問題であろうかと思いますが、あるところによりますと、バイオマス、これに対する取り組み、これを日高川町なんかは行っております。

しかしながら、効果のほどを聞きますと、資材費が高くついて、そして高い資材を購入し、そしてそれを燃焼させていかんなんというふうな、確かにエコ対策にはなっているんですが、逆に財政的には非常に厳しい面があるというふうな話も聞いております。

そんな中で、実はこの平成25年から間伐材の補助金、これにつきましては、ちょっ

と条件がつくらしいです。その条件というのは、ある程度の木材を運び出さなあかんというふうな条件があるというふうに私は聞いております。

そんな中で、この木材を何とか使用できないかというようなことから、先ほど産業課長が申し上げたように、何とかそれを利用しながら製作というんですか、椅子をつくったり机をつくったり、そうしたことも一考であろうというふうなことで、今、小川寄り合い会のほうでは検討されておるようでございます。

そんな中で、皆さん御承知のとおり、農産物におきましては6次産業化ということで、実は先般もテレビ和歌山のほうへ出演をしてくまして、実はこの町内の加工グループ、こういう加工品をつくり、そして産品販売をしていますということで、実は出演をしました。

そうした6次産業へのトライ、これも必要であろうかと思えますし、また、最近に至りましては、九州では米をPRしていくと。それは何かということ、元気米というような新しい品種をつくって、これをメインに動き出している。

また、熊本におきましては、熊本でまた別の米をブランド化して販売しているというふうなことで、非常に各府県、また各市町村におきましても苦慮し、ブランド化を何とかしていこうというふうなことで、皆さん取り組みを行っておられるところでございます。

そんな中で、当町におきまして、先ほど議員が申されました山椒、これにつきましては、あれは1年半ぐらい前ですか、私、この議会で発表させていただいたんですが、近畿大学のほうで分析をしていただいた。しかしながら、これという成分が出なかったというふうに、ここで説明をさせていただきました。

そんな中でございますが、最近に至りましては、有田川町のほうの山椒を使って料理をしていこうということで、NHKテレビで放映された。それがブームを生みまして、今、山椒が引っ張りだこになっているというふうな話も聞いています。

しかし、この山椒というのは皆さん御承知のとおり、山椒の粉をつくろうとしたときには、青山椒をとって、そして保管をしておいて、それを粉にして山椒の粉をつくるというふうに聞いています。

したがって、ここらの山椒につきましては、青山椒は青山椒として売り、また、8月にとる山椒は、乾草としてツムラ製薬へ出していると、こういうふうな販売経路があります。

したがって、8月にとった販売経路の山椒を山椒の粉にするというのは、ちょっと適当でないといえますのは、山椒なりの青い粉というのか、そうしたものが必要やということでございます。

したがって、これから山椒の粉ということで仮に取り組むとするならば、5月の青山椒をとって、そしてそれを保管しておいて、それを粉にしていくというふうなことで、これにつきましては、今、ながみね農協のほうで、山椒の粉を売っております。これは、製作し、そして入れ物を黒江漆器でつくって。そしてそれを二つのペアで3,000円ということで売っていますが、これはちょっと高いん違うかなと、私は言ったわけですが、そうした中で山椒の販売とかやっていかなければならんと思います。

ただ、私はこの山椒も山椒なんですが、紀美野町には柿、そしてミカン、そうしたおいしい果物がたくさんあります。これを私が東京へ売りにいき、また、山椒は京都へ売りにいっています。品質的には非常にいいと、皆さんお褒めをいただいているわけですが、ブランドになっているかということ、そうじゃないです。

したがって、1個の柿をことしなんかやったら88円で売ったり89円で売ったりというんじゃないしに、私はもっと3Lとか4Lとかにして、そして美里の柿というブランドを何とか売り物にできんかなというて、今、農協と話をしておるところでございます。

そうしたことで、いろいろ試行錯誤しながらこのブランドをつくり、紀美野のブランドを全国に販売していけたらというふうな思いでおりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。まだまだ産業の取り組みということになりますと、いろいろ深い面がございます。しかしながら、これにつきましては、議員の皆さん方といろいろな意見を交わしながら、今後とも取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、ひとつよろしく御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） 美濃君。

○13番（美濃良和君） いろいろありますが、子どもシステムで町の義務があったということで残ったということですが、財政的な面で今後どうなるのかわからんと。その中で、町としてどうであるのかということについては答弁がなかったと思います。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 失礼しました。

財政的な面については、交付税措置がされてまして、町営の保育所については変わらないと思っています。

そして、増税した後の0.7兆円がこのシステム全体へ回ってくるということになると聞いてますので、そのお金がどういうふうに具体的に町の保育所の関連、子育ての関連についてくるのかというのは、ここから以降の詳細な資料等で判明してくるものと考えています。

以上です。

○13番（美濃良和君） 町の保育はどうだった。

○保健福祉課長（山本倉造君） 先ほども申しましたように、保育所については、法律に定められていますとおり、町が義務とされていますので、今後ともしていく予定でございます。

○議長（加納国孝君） これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

続いて5番、北道勝彦君。

（5番 北道勝彦君 登壇）

○5番（北道勝彦君） 質問させていただきます。

1、国道・県道の工事施工について。

道をつくる場合は、設計の段階で近隣の住民と不満がなくなるまで折り合う話し合いを数回、数十回と持たなければなりません。地開けと同じで、99%できてもゼロ、100%できて話し合いができたということです。

旧下佐々駅近くの道と、旧郵便局から旧動木駅区間の道についての現在の話し合いは、設計ができてしまっていたり、道をつくってしまっています。今、当事者との話し合いとなっていますが、話し合いの場に多くの地元住民を入れ、また、住民の知らない法律を出し、話し合いを割ろうとしています。これでは、割る話でぶつのつむ話し合いではありません。

町は、話し合いが進んでいると言うが、当事者からは、より多くの不満が出ています。町は、当事者の立場になり、話し合いを持たねばならないと思いますが、県の代理人としか思えません。町は、どのような立場にあるのか。また、他の市町村では、住民の立場になってくれる担当者がありますが、紀美野町には置いていないのですか。

2、元龍光寺駅近くの立て札について。

住民から、強制執行の立て札だと聞き 3 回見にいきましたが、詳細に書かれた用紙が入ってなく、どういう文かわかりません。強制執行の立て札ならば事前に誤り、誰が話し合いを持たれたのですか。

3、国道 370 号線について。

平成大橋から赤木地区間のバイパス工事でルート変更があり、曲がった道をつくろうとしているようですが、町は県とどのような協議をされたのですか、答弁願います。

(5 番 北道勝彦君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 北道議員の 1 問目、国道・県道の工事施工についてをお答えします。

議員の質問は、県道岩出野上線の地元調整のことと思いますが、本年 3 月議会での質問にもありましたが、議員から、「地元住民と十分協議を重ねて行うべきと考える」とのことでありました。

議員の言われるとおりでと思いますし、その後も県の担当者と町の私たちも一緒になり、数回の地元説明会を重ねていき、段階的ではありますが、基本的な道路勾配や地下通路の大きさ等については、地元の皆さんの了解を得ることができました。

さらに、今現在も詳細な部分についての協議と調整を行っているところであります。

これからも地域住民の皆様の御協力を得られるように、県に協力しながら促進をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、2 問目の元龍光寺駅近くの立て札についてでございます。

議員質問の立て看板につきましては、和歌山県が国道 370 号改築工事に伴う土地収用法に基づく事業認定の告示のお知らせの看板であると思います。

この看板につきましては、平成 24 年 4 月 26 日に建てられたものであり、現在、約 8 カ月がたちますが、議員が言われている詳細な用紙がないとのことですが、「補償等に関するパンフレット」のことと思います。看板のお知らせ文中にも、「パンフレット配布について」とあり、海南工事事務所や紀美野町役場建設課に来ていただいたら配布いたしますとお知らせをしておるところでございます。御理解を賜りたいと思います。

続きまして、3 問目の国道 370 号線についてでございます。

議員質問の平成大橋から赤木地区間ですが、この工区は昨年度に事業採択がされ、本

年度から測量、土質調査や詳細な道路設計の業務と聞いております。現在では、現場での測量業務がまだ完了していないと聞いており、最初の詳細な道路設計ができていない段階であると思われ、ルート変更や曲がった道の話はないものと思っております。

以上、答弁とします。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長（加納国孝君） 5 番、北道勝彦君。

○5 番（北道勝彦君） これ、答弁になってない、議長。

僕は、町はどのような立場にあるのかということを聞いた。それで、2 点目は。

議長、答弁になってないで。答弁、ちゃんとしてもらわな。僕の質問、いつも答弁漏れや。そんなこと聞いてん違うで。町は、どのような立場にあるのかということを聞いてんねん。

○議長（加納国孝君） 課長、答弁をお願いします。

○建設課長（山本広幸君） 先ほども答弁をしましたが、町の立場としましては、県に協力しながら地元説明を行っている」と答弁しました。

以上です。

○5 番（北道勝彦君） それで、もう一つある。担当者、置いてるのかどうなのか。

○建設課長（山本広幸君） 大変失礼しました。

市町村に、住民の立場に立っている担当者がありますかという質問でございましたが、私どもも住民の皆さんが相談に来てくだされば、十分話を聞かせていただき、要望に応えられるよう、お答えしているところでございます。

以上です。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 22 分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11 時 25 分)

○議長（加納国孝君） 答弁漏れで、建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 町の全体的なよろず相談の担当では、私はございませ

んが、道路行政に関しましての担当は、建設課の私が担当をしております。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 5 番、北道勝彦君。

○5 番（北道勝彦君） 1、国道・県道について。町は、県側について話をされているが、町長は住民の代表であり、町は住民側について話し合いを持たなければならないと思いますが、町長はどのようにお考えか。

担当者を町に置いていただかなければ、当事者の味方になって相談してくれるところがなく、大変困っており、早急に置かねばと思うが、町の考えをお伺いします。

2、元龍光寺駅近くの立て札について。

地開けの話し合いをするには、できるだけ同じ人で、人をかえないで、相手の方に、かえたら熱意や誠意が伝わらず、地開けが難しくなります。

僕が議員になる以前、建設課の楠木課長が、第2保育所の近くの土地の件で1坪9万9,000円、木1本とるのに6万円掛ける5本だが、ぜひ地開けに行ってくださいと言われたので、町長や助役に行ってもらってはと言うたところ、町関係で地開けの話ができる方がないので、ぜひ行ってくださいと言われたので3回行って、地開けをしていただきました。

このようなことをしようと思い、議員になるきっかけになりました。当時の助役は、現在の町長、副町長は総務課長でした。また、以前、下佐々の方が、野上小学校の生徒が学校に行くには道が狭く、車が多く危ないので、龍光寺橋のところを地開けしてくれないかと頼まれましたので、この話は以前、町が当事者に悪いことをしており、町長一人で二、三度謝りに行っていたいただかなければ地開けの話はできません。ぜひ行ってもらってくださいと言いました。それきり返事がありません。

僕が言うまでもなく、このぐらいのことはわかっていると思いますが、町長は一人で謝りに行かれたのですか、お伺いします。

3、国道370号線について。

新設する国道は、どこに行ってもトンネルを掘り、橋をかけ、真っすぐに道をつくっています。県は、三尾川、椎の木谷を通り、赤木の植田さん宅のところにつくれば、ほぼ真っすぐには道ができます。

現在の設計では、橋をかけ、三尾川の手押峠を通り、また橋をかけ、川向こうを通り、また橋をかけ、前部屋さん、西浦さんのところを通り、植田さんのところでカーブにな

り、くねくねとした道になっており、３７０号線の役員をされている方も不満が出ています。

県と協議されるとき、このような話をされたのですか、お伺いします。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再質問にお答えをいたします。

町は、住民側に立って話をしているのかと。これは、町は、県と住民との間に立って、公平な判断のもとに、この交渉に当たっているというのが現状でございます。

また、地開けについて担当はかえずにということでございますが、国道３７０号につきましては、御承知のとおり町が地開けをするのではなしに、県が地開けをしていますので、県のほうへその旨、要望しておきます。

それから、３点目に、町長は謝りに行ったのか。何を謝りに行くんですか。私は、謝りという意味がわからんですが、それと、その前におっしゃられた、私に地開けを依頼したというような話をされてました。もし町の場合であれば、町の職員が行かずに、議員に直接そんな地開けを依頼することは、恐らくないと思います。

したがいまして、その旨、私はちょっとわかりません。

それと、国道３７０号の平成大橋から向こうなんです、これは冒頭に課長のほうから説明がありましたが、一応、こういうふうなルートを通っていくだろうという中で、国道３７０号の促進協議会の各地区に委員があります。その委員が、多分こちらが当たるであろうという地主の皆さん方に了解をとって、そして、これから測量をさせていただきますということで、皆回っていただいておりますので、まだくねくね曲がったやの何やのとか、まだそんな話はございませんので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） ５番、北道勝彦君。

○５番（北道勝彦君） 国道・県道について。郵便局から動木駅区間については、住民の要望に対しての答弁が一つもなかった。そして、第三者を大勢寄せて、僕に地開けのことを頼みに来た区長、楠木さんまでが割りに来る話で、全然話し合いというようなことはなかった。

だから、やっぱり町、担当者を置いていないんなら担当者を置いて、住民側に立って、やっぱり話できる人を町に置いてもらわなければ、住民が本当に困ってんねよ。だから、

僕は担当者を置いてますかという質問をしたんです。

いっこも町は、住民のために、住民側に立ってやってくれてない。それで割に来るばかりや、話を。三者の者、大勢連れてきて。

そんなんで、やっぱり住民側に立って話してるって、そんな話はいっこもない。それで、下佐々に関しては、下佐々駅とちょっと向こうの話については、設計どころか、道つくってもてんねんしょ。そしたら、話し合いするったら、やっぱり補償問題の話しかない。それに、そんな話はないんや、行ったけれど、僕が中入らせてもらうけど。

だから、いっこも話は進まんのよ。動木の件でも、不満がずっと出てる。皆、よう言わんだけやしよ、気小さてよ。話済んだ済んだと町は言うけど、おかしな話や。

それで、これから話し合いをやっぱり町も、向こうの要望、三つ言うてあったやつも、いっこも入れてくれてない。なんせ説得するばかりや。地開けしちゃってくれという説得ばかりや、いっこも要望も聞き入れてもらえない。そんなんで、町は住民のためにやってますて、言えない。

それで、2番のことについても、元龍光寺橋の近くの立札についても、前黒西町長が、竹谷家の親戚の竹谷君を課長にしたんが、地開けをするためにしたのに、あいつは何もようせんという話を僕聞いたんで、調べさせてもうたん。調べさせてもうたところ。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時37分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時42分）

○議長（加納国孝君） 三回目の質問をしてください、よろしければ。

5番、北道勝彦君。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時44分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11 時 45 分）

○議長（加納国孝君） 三回目の質問を承ります。5 番、北道勝彦君。

○5 番（北道勝彦君） 国道県道について、郵便局から動木駅区間については、住民の要望に対しての答弁が一つもなく、話し合いになりません。町は、住民側になり、要望を聞き上げてほしい。そのように話し合いをしていただかなければ、住民が言っていくところがない。

だから、話し合いにならない。どうしてこんな第三者入れたり、みんな知らん法律出したり、何で話し合いの場に、そんな割る話を持ってくるんか、僕はいつもわからない。こんな人らに地開けというのは機能できないと思う。

これからは、やっぱり住民の要望を入れた話で、やっぱり三つ言うてあったんよ、僕は住民から聞いて。その話はいつもない。そんな要望言うて話し合いがない話しは、話し合いにならん。

だから、これから要望を聞いてあげて、町として、それでやっぱり中へ立ってあげてほしい。

そして 2 番目。

元龍光寺橋近くの立札について。地開けの問題は、前町長時代からということであり、随分と長い期間がありました。町は、誠意を持って、相手の立場になり話し合いをしていただければ、早くに地開けができています。地開けできない人たちが話し合いに行くから、こういう結果になる。

だから、もっと相手の立場になって、どんな話でも相手の立場に立って町は話し合いに応じていくというようにせなんだら、説得しにいくだけで話し合いと違う、今の状態では。

だから、これからはもっと相手の立場に立って、自分がそこに住んでいるという身になって話に応じてやってほしい。

それで、この設計してしまっていると僕が質問したのは、まだ設計段階だということだし、国道 370 号線について、設計ができてしまっていると僕は言うたが、町長の答弁では、まだ設計の段階だという話やったな。あんな言われるけど、国道 370 号線の役員から、このルートについて僕に、なぜこんな道つけんのかと言うてきてくれたんや。僕は、そのルートも知らなんだんやけど、毛原の役員に聞いて初めて知った。

それで、まだこれは設計も何もできてないというんやったら、どこ行っただって真っすぐの道。真っすぐの道つけているんでね。

それで、これから町の対応として、なぜこんな曲がった道をつけないのやと。どこでも真っすぐの道つけてるやないかと、国道に対して。

だから、また町から県へ要望出していただいて、なるべく真っすぐの道つけるようにしていただきたい。

○議長（加納国孝君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） それでは、再々質問にお答えをいたします。

まず、1点目の動木の関係のお話でございますが、10月2日、そしてまた11月16日に地元の方々、約20数名寄っていただいて、議員おっしゃられる件についてお話をいたしました。

当時は、だから議員も10月2日の冒頭には出席されておりましたが、途中で何らかの事情で退席されたと聞いております。そのときには、約20数名の地域の方々、そしてなおそのルートが一番近所の方々も入っておられました。

県は、我々が住民の要望を伝えて、住民の要望が十分反映できるような形の設計に変更されて、それを県から住民の方々に説明されて、住民の方々はそれで納得していただきました。

詳しく申し上げれば、詳細のところについては、住民の方々の要望があって、それをまた県が持ち帰って、11月16日に説明して、これで皆様了解いただいたと。

しかしながら、まだまだ細かい点については、住民の方々の要望を聞いてしていくという県の答えでありまして、我々としましては、住民の要望が反映できたというふうに理解しております。

2点目の問題でも同じでございます。町とすれば、これは県の立場には絶対立っておりません。住民の側に立って、住民の要望を十分反映していただくことを県に強く要望した上で話を進めていっておるのが、現在でもそうですし、これからもそういう形で進めてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、まだまだ設計はできてない。いよいよ測量段階に入ったというようなところでございますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） これで、北道勝彦君の一般質問を終わります。

しばらくします。

休 憩

(午前 11 時 52 分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 30 分)

◎日程第 2 議案第 55 号 平成 23 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 3 議案第 56 号 平成 23 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 4 議案第 57 号 平成 23 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 5 議案第 58 号 平成 23 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 6 議案第 59 号 平成 23 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 7 議案第 60 号 平成 23 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 8 議案第 61 号 平成 23 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 9 議案第 62 号 平成 23 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 10 議案第 63 号 平成 23 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 11 議案第 64 号 平成 23 年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について

○議長（加納国孝君） 日程第 2、議案第 55 号、平成 23 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 3、議案第 56 号、平成 23 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、議案第 57 号、平成 23 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、

議案第 58 号、平成 23 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、議案第 59 号、平成 23 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、議案第 60 号、平成 23 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、議案第 61 号、平成 23 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、議案第 62 号、平成 23 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、議案第 63 号、平成 23 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、及び日程第 11、議案第 64 号、平成 23 年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について、以上 10 件を一括議題とします。

本決算の認定について、委員長の審査、経過、結果の報告をお願いします。

平成 23 年度紀美野町決算審査特別委員会委員長、向井中洋二君。

(決算審査特別委員長 向井中洋二君 登壇)

○決算審査特別委員長（向井中洋二君） それでは、決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

付託を受けておりました、議案第 55 号から議案第 64 号の 10 件の決算認定について、紀美野町決算審査特別委員会を設置し、去る 10 月 19 日、26 日の 2 日間にわたり審査いたしました。その経過及び結果について報告いたします。

まず、議案第 55 号、平成 23 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算については、例年どおり分割して審査いたしました。

歳入の地方税収入の落ち込みについての質疑に対して、景気の低迷により個人の所得の減少が大きな原因と考えられ、法人の収益の減少など、日本の経済の低迷が影響しているもので、今後も適正な課税、適正な徴収により、自主財源の確保に努めていきたいとのことで、また、地方交付税の今後についての質疑に対しては、合併による旧町単位での算定方式が、合併後 11 年後には一本化される見通しで、平成 28 年度から段階的に減額されていき、平成 33 年には有利な部分がなくなり、約 4 億円の交付税減額の予想であるとのことでした。

これからも、町内業者の育成、地域振興、町の活性化事業等に取り組みたいとのことでした。

次に、歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費、5 目、企画費、22 節、補償・補填及び賠償金 1,000 万円の全額不用額となっていることについては、土地開発公社檜

山団地販売に伴う損失補填金で、２３年度は販売実績がなかったことによるものとのことでありました。

使用料及び賃借料で、継続的な借地料の支払いと財政の硬直化についての質疑で、借地料の減額するための具体的な内容については、契約更新時には見直しをかけているとのことで、現在、借り受けている借地について、その利用状況、必要性等を検証するため、平成２４年８月に公共施設等利用検討委員会を設立し、今後の施設の存続、取り壊しを含めて借地の継続、土地購入、返却等の検討をしていくとのことでした。

道の駅基本計画策定内容の質疑については、２２年度に場所の選定を行い、２３年度に詳細的な計画を策定、具体的に地域全体施設、情報発信施設、休憩施設等の目的を定め、２４年度では現地の造成委託設計業務を発注しているとのことで、現在、国の農林関係の補助金の関係等協議中で、ある程度内容が固まった時点で概略的なものが発表できる見通しであるとのことでした。

９目、自治振興費、コミュニティバス運行について、乗車数が年ごとに減っている主な要因としては、詳しい分析はできていないが、７５歳以上の高齢者の数の減少が原因の一つと考えられ、今後も利用しやすい交通機関を目指し、検討していきたいとのことでした。

次に、３款、民生費、社会福祉協議会の財政運営状況の質疑については、町からの委託事業以外の社協独自の事業について、介護保険事業等の事業を実施しているが、財政的には大変厳しいものがあるとのことでした。

各種予防接種者に対する周知の取り組みについては、対象者への文書による通知、保健師の訪問時の説明、及び広報紙への掲載等、今後も十分な周知徹底を行っていくとのことでした。

１０目、長谷毛原健康センター管理運営費で、歳入の使用料に対して歳出が百数十万円多くなっていることについて、代表監査委員からの意見書に指摘がなかったことに関して、監査委員からは、今後その施設の経費分析について精査するとのことで、執行部としても、今後、賃借契約の相手方である美里園と経費負担等協議し、改善していきたいとのことでした。

５款、農林水産業費、１項、農業費、農産物出荷サポート事業の今後の見通しについては、昨年に比べて登録者が１７名増加、出荷額は約１８３万円増額していて、今のところ町から補助金を出して農協が運営する形で実施していきたいとのことでした。

2 項、林業費、1 目、林業総務費、きみの婚活支援事業関連のカップルになった後の支援については、若者定住施策全体の中で考えていきたいとのことでした。

1 1 款、公債費、繰上償還と予算の執行関連についての質疑に対しては、今後も財政の健全化と住民への施策サービスのバランスを考慮しながら、将来を見据えて取り組んでいくとのことでした。

また、委員より、町から補助金が交付されている 8 4 団体おのおのの決算書写しの提出要望があり、次年度より資料として添付するとのことでした。

以上、このような審査の経過を踏まえ採決いたしましたところ、議案第 5 5 号の決算内容については、認定すべきと決しました。

次に、特別会計及び事業会計の議案第 5 6 号から議案第 6 4 号について審査をいたしました。その経過、及び結果について主なもののみ報告します。

議案第 5 6 号、国民健康保険事業、歳出、2 款、保険給付費がここのところ横ばいになっていることについての質疑に対しては、被保険者数は減少しているが、医療の高度化が大きく影響しているものと思われるとのことでした。

また、重篤な状態になる前、早期に手を打つため、個別診断、集団健診等、各種健診についても受診率向上を目指し、健全な国保運営ができるよう、今後も努力していきたいとのことでした。

議案第 5 8 号及び議案第 5 9 号、野上簡易水道事業と美里簡易水道事業の有収率に対する質疑については、今後も調査を行い、漏水箇所を修理して、給水率アップに努めていきたいとのことでした。

議案第 6 1 号、介護保険事業、2 款、保険給付費、介護老人福祉施設や介護老人保健施設の施設介護サービス受給者数の増加についての質疑に対しては、近隣に施設の増床があったことが原因と考えられ、それぞれの施設に入居希望の待機者がいる状況で、今後もしばらくこの状況で推移するものと見込まれるとのことでした。

以上のような審査の経過を踏まえて採決いたしましたところ、議案第 5 5 号から議案第 6 4 号の各会計の決算内容は、認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

(決算審査特別委員長 向井中洋二君 降壇)

○議長（加納国孝君） これから議案第 5 5 号から議案第 6 4 号まで、委員長に対する一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第55号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 平成23年度一般会計決算認定の賛成討論を行います。

経常収支比率は、平成22年度の85.7%には及びませんが、91.9%と財政構造の弾力性を何とか保っています。一般財源充当率も民生費、衛生費、教育費など、市民の福祉や健康、教育を大切に考える執行部の理念が読み取れ、評価に値するものと考えます。

ただ、県防衛協会への負担という納得できない支出もあります。県防衛協会は、日本各地にある自衛隊活動の支援協力を目的とする民間団体とされています。

しかし、全国防衛協会連合会の会長や理事長が、ことしの7月に防衛大臣宛に提出した平成24年度の防衛問題に関する要望書には、国の基本法である憲法における自衛権についての規定が必ずしも明確でないことが、国民の心理に少なからず影響しているものと考えますとし、中はいくつかありますが、最終的に、自衛隊の位置づけ、役割を明確にするなど、国防の基盤をなしている国民の防衛問題に対する意識に大きな影響を与える憲法についても、集団的自衛権の問題も含め、自由闊達な議論が行われる環境の整備を推進されるよう要望いたしますとしています。

要は、憲法改正や集団的自衛権についての議論が、国民の間に活発化する施策を求めているのですが、集団的自衛権とは、アメリカが戦争を始めたら日本が攻撃されなくても自衛隊が参戦するというもので、歴代の政権が行使できないと否定してきたものです。

憲法9条があるおかげで、自衛隊は一人の戦死者も出していないし、一人の外国人兵も殺してはいません。

したがって、国際社会では高い信頼を得ています。もし、他国で戦争をするようなことになれば、東南アジア非同盟諸国など、多くの国との友好関係を失うことになるでしょう。

アフガニスタンやイラク戦争では、同盟国の軍隊が参戦し、たくさんの戦死者を出したし、一般市民の命さえ奪いました。もし、自衛隊の若者が日本の防衛とは関係のない戦争で命を落とすようなことがあれば、本当に不幸なことと言わざるを得ません。

国の防衛政策や自衛隊のあり方について、自分たちの価値判断や考えで導こうと意図する団体に、自治体として補助することの妥当性はどうなのか。これは、北方四島、国後島と千島列島という呼び方で見解は違いますが、歯舞、色丹、国後、択捉の4島の返還は、とりあえず返してくれという願いは、国民の一致した願いであり、その返還のために活動している北方領土県民会議などに対する補助とは、根本的に異なります。

そうした懸念を表明した上で、平成23年度一般会計の認定には賛成いたします。
以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

議案第55号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議案第56号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

議案第56号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第５７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第５７号を採決します。

議案第５７号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第５８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。

議案第５８号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第５９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第５９号を採決します。

議案第５９号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第６０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第６０号を採決します。

議案第６０号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第６１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第６１号を採決します。

議案第６１号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第62号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

議案第62号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第63号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 高齢者を75歳という年齢で区別し、あらゆる医療保険から切り離すという、高齢者の尊厳を無視した差別的医療制度に、私たち共産党は、一貫として反対し、現在、現政権に対しても、公約どおり廃止するよう求め続けてきました。

そうした理由から、平成23年度後期高齢者医療特別会計の当初予算にも反対しており、問題なく執行されていたとしても、決算の認定に賛成できません。

町は、国の制度に従って執行したのですが、制度に反対して活動を繰り返し広げている以上、地方議会でも反対を貫くのが政党の議員であり、地方と中央で別々の態度をとるのは無責任となります。

したがって、この決算認定には反対いたします。

以上です。

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第63号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立多数）

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

よって議案第63号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第64号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

議案第64号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（加納国孝君） 本日はこれで散会します。

（午後 1時55分）